

「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令」の公布

対象	DB	DC	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	会計基準	その他

内容

- 10月31日、「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令」が公布されました※1。
- 従前「簡易型DC」のみに適用されていた規定を削除することにより、一般の企業型DCにも適用されるよう省令改正が行われました。
- また、意見募集の結果についても同日付で公示されましたが、提出意見はありませんでした※2。

＜改正内容＞

1. 企業型DCに係る規約の承認申請及び変更承認申請時の添付書類について、「運営管理業務の委託に関する契約書」及び「資産管理に関する契約書」が削除されました。
2. 一般の企業型DCにおける、規約の軽微な変更の取扱いについて、「運営管理機関の行う業務」「運営管理業務委託契約に関する事項」「資産管理契約に関する事項」「事業主掛金の納付に関する事項」「企業型年金加入者掛金の納付に関する事項」が追加され、これまで承認申請が必要であった一部事項が届出となりました。

※1「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令」（2025年10月31日）公布

※2「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について」

施行日

- 施行期日 ： 2026年4月1日

改正内容

項目	改正前	改正後
規約の承認申請及び変更承認申請時の添付書類	<簡易型DCのみに適用されていた省略可能な添付書類> (DC法施行規則 第3条及び第6条) ① 運営管理業務の委託に関する契約書 ② 資産管理に関する契約書	・ 一般の企業型DCに係る規約の承認申請及び変更承認申請時の添付書類についても<u>以下の書類の添付が省略可能</u> ① 運営管理業務の委託に関する契約書 ② 資産管理に関する契約書
規約の軽微な変更について	<簡易型DCのみに適用されていた規約の軽微な変更> (DC法施行規則 第5条 第1項) ① 運営管理機関の行う業務 ② 運営管理業務委託契約に関する事項 ③ 資産管理契約に関する事項 ④ 事業主掛金の納付に関する事項 ⑤ 企業型年金加入者掛金の納付に関する事項	・ 一般の企業型DCについても、以下の事項について<u>軽微な規約変更として取り扱えるよう変更</u> ① 運営管理機関の行う業務 ② 運営管理業務委託契約に関する事項 ③ 資産管理契約に関する事項 ④ 事業主掛金の納付に関する事項 ⑤ 企業型年金加入者掛金の納付に関する事項

<ご参考>今回の見直しの背景

- ・ 中小企業が取り組みやすい制度とするため、通常の企業型DCよりも、制度設計を簡素化(全員加入・定額掛金等)するとともに、設立時の提出書類を削減した、簡易型DC制度を2018年に創設したが、これまでの設立申請はゼロであった。
- ・ そのため、簡易型DCの手続簡素化の一部について、通常の企業型DCにも適用することで、中小企業を含めた事業主が取り組みやすい制度設計としたうえで、簡易型DCを廃止する。

出所:厚生労働省「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」(2024.12.27)より弊社作成

以 上

発行元:三菱UFJ信託銀行 トータルリワード戦略コンサルティング部

※ 本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。